

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和4年8月30日(2022.8.30)

【公開番号】特開2022-9379(P2022-9379A)

【公開日】令和4年1月14日(2022.1.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-006

【出願番号】特願2021-172680(P2021-172680)

【国際特許分類】

B 6 6 B 1/14(2006.01)

10

B 6 6 B 3/00(2006.01)

G 0 6 Q 10/02(2012.01)

【F I】

B 6 6 B 1/14 K

B 6 6 B 1/14 L

B 6 6 B 3/00 K

G 0 6 Q 10/02

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月22日(2022.8.22)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が保持する情報記録媒体に記録された情報を読み取る情報讀取部と、

前記情報讀取部が読み取った情報に基づき、前記利用者が利用する施設が設置されている行先階を、エレベータに登録する行先階登録部と、

前記情報讀取部が前記情報を読み取ったことに応じて、前記利用者が利用する前記施設に対して前記利用者の受付登録を行う受付登録部と、

30

(1)前記施設による受付が完了したことを示す情報、および前記利用者が搭乗すべき前記エレベータの号機を示す情報を含む画面、または(2)前記施設の利用が拒否されたことを示す情報を含む画面を表示部に表示させる制御部と、を備える登録システム。

【請求項2】

前記施設による受付が完了したことを示す情報は、前記利用者に対して採番した受付番号、および現在前記施設にて処理されている受付番号を含む、請求項1に記載の登録システム。

【請求項3】

前記施設の利用が拒否されたことを示す情報は、前記施設が利用できない理由を説明する情報を含む、請求項1または2に記載の登録システム。

【請求項4】

前記施設における受付可否を判断する受付可否判断部をさらに備え、
前記行先階登録部は、前記受付可否判断部が否と判断したときには、前記行先階の登録を行わない、請求項1から3のいずれか1項に記載の登録システム。

【請求項5】

前記受付登録部は、複数の利用者の前記受付登録を、前記情報讀取部が前記情報を読み取った順序を維持して行う、請求項1から4のいずれか1項に記載の登録システム。

40

50